

説明 15 分

解説 13 分

作成 68 分

96 分

〔第1問〕(配点: 100)

以下の【事例1】から【事例3】までを読んで、後記【設問1】から【設問3】までについて、答えなさい。

【事例1】

甲(男性、25歳)は、他人名義の預金口座のキャッシュカードを入手した上、その口座内の預金を無断で引き出して現金を得ようと考え、某日、金融庁職員に成りすまして、見ず知らずのA(女性、80歳)方に電話をかけ、応対したAに対し、「あなたの預金口座が不正引き出しの被害に遭っています。うちの職員がお宅に行くのでキャッシュカードを確認させてください。」と告げ、Aの住所及びA名義の預金口座の開設先を聞き出した。

同日、甲は、キャッシュカードと同じ形状のプラスチックカードを入れた封筒(以下「ダミ一封筒」という。)と、それと同種の空の封筒をあらかじめ用意してA方を訪問し、その玄関先で、Aに対し、「キャッシュカードを証拠品として保管しておいてもらう必要があります。後日、お預かりする可能性があるので、念のため、暗証番号を書いたメモも同封してください。」と言った。Aは、それを信用し、B銀行に開設されたA名義の普通預金口座のキャッシュカード及び同口座の暗証番号を記載したメモ紙(以下「本件キャッシュカード等」という。)を甲に手渡し、甲は、本件キャッシュカード等をAが見ている前で空の封筒内に入れた。その際、甲は、Aに対し、「この封筒に封印をするために印鑑を持ってきてください。」と申し向け、Aが玄関近くの居間に印鑑を取りに行っている隙に、本件キャッシュカード等が入った封筒とダミ一封筒をすり替え、本件キャッシュカード等が入った封筒を自らが持参したショルダーバッグ内に隠し入れた。Aが印鑑を持って玄関先に戻って来ると、甲は、ダミ一封筒をAに示し、その口を閉じて封印をさせた上でAに手渡し、「後日、こちらから連絡があるまで絶対に開封せずに保管しておいてください。」と言い残して、本件キャッシュカード等が入った封筒をそのままA方から持ち去った。

その数時間後、甲の一連の行動を不審に感じたAが前記事情を警察に相談したことから、甲の犯行が発覚し、警察から要請を受けたB銀行は、同日中に前記口座を凍結(取引停止措置)することに応じた。

翌日、甲は、自宅近くのコンビニエンスストアに行き、同店内に設置されていた現金自動預払機(以下「ATM」という。)に前記キャッシュカードを挿入して現金を引き出そうとしたが、既に前記口座が凍結されていたため、引き出しができなかった。

〔設問1〕【事例1】における甲のAに対する罪責について、論じなさい(住居侵入罪及び特別法違反の点は除く。)。

【事例2】(【事例1】の事実に続けて、以下の事実があったものとする。)

甲は、現金の引き出しができなかったため、ATMの前で携帯電話を使ってA方に電話をかけてAと会話していた。同店内において、そのやり取りを聞いていた店員C(男性、20歳)は、不審に思い、電話を切ってそそくさと立ち去ろうとする甲に対し、甲が肩から掛けているショルダーバッグを手でつかんで声をかけた。甲は、不正に現金を引き出そうとしたことで警察に突き出されるのではないかと思い、Cによる逮捕を免れるため、Cに対し、「引っ込んでろ。その手を離せ。」と言ったが、Cは、甲のショルダーバッグをつかんだまま、甲が店外に出られないように引き止めていた。

その頃、同店に買物に来た乙(男性、25歳)は、一緒に万引きをしたことのあった友人甲が店員のCともめている様子を見て、甲が同店の商品をショルダーバッグ内に盗み入れてCからとがめ

記憶している内容や甲乙の立場
異なる

されているのだろうと思い、甲に対し、「またやったのか。」と尋ねた。甲は、自分が万引きをしたと乙が勘違いしていることに気付きつつ、自分がこの場から逃げるために乙がCの反抗を抑圧してくれる期待して、乙に対し、うなづき返して、「こいつをなんとかしてくれ。」と言った。乙は、甲がショルダーバッグ内の商品を取り返されないようにしてやるため、Cに向かってナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）を示しながら、「離せ。ぶつ殺すぞ。」と言い、それによってCが甲のショルダーバッグから手を離して後ずさりした隙に、甲と乙は、同店から立ち去った。

甲、「安全、身分は確保
乙、「車から持ち出せ」といふ

【設問2】 【事例1】において甲が現金を引き出そうとした行為に窃盗未遂罪が成立することを前提として、【事例2】における乙の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解（①及び②で記載した立場に限られない）を根拠とともに示すこと。

- ① 乙に事後強盗の罪の共同正犯が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
② 乙に脅迫罪の限度で共同正犯が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

【事例3】（【事例1】の事実に続けて、【事例2】の事実ではなく、以下の事実があったものとする。）

甲は、現金の引き出しができなかったため、同店の売上金を奪おうと考え、同店内において、レジカウンター内に一人でいた同店経営者D（男性、50歳）に対し、レジカウンターを挟んで向かい合った状態で、ナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）をちらつかせながら、「金を出せ。」と言って、レジ内の現金を出すよう要求した。それに対し、Dが「それはできない。」と言って甲の要求に応じずにいたところ、甲は、「本当に刺すぞ。」と怒鳴り、レジカウンターに身を乗り出してナイフの刃先をDの胸元に突き出したが、それでも、Dは甲の要求に応じる素振りさえ見せなかつた。

同店に客として来ておりそのやり取りを目撃していた丙（女性、30歳）は、Dを助けるため、間近に陳列されていたボトルワインを手に取り、甲に向かって力一杯投げ付けた。ところが、狙いが外れ、ボトルワインがDの頭部に直撃し、Dは、加療約3週間を要する頭部裂傷の傷害を負った。なお、ボトルワインを投げ付ける行為は、丙が採り得る唯一の手段であった。

【設問3】 【事例3】において、丙がDの傷害結果に関する刑事責任を負わないとするには、どのような理論上の説明が考えられるか、各々の説明の難点はどこかについて、論じなさい。

班角士、説明放散か

①

→ 脅迫もしくは

③ →

④ →

①

1. 用のための行動 - 12 24 + ① 以降

25

(1) 予め行動する

②

① 行動・行動を取る

② 誰かに行動させる

(2) すべての行動内容下で 3 種類の行動 ① 行
動 (1) 本音、既定の行動 (2) 期待
される行動 (3) 予想外の行動

2. 指定する実行 (235)

(1) 買物 → 買物価値、行動

(2) 宿泊 → 宿泊料金、行動

(3) 飲食 → 下記飲食・行動
(1) 飲食の種類と費用 (2) 行動

(4) なし

25

②

25

1. ①

1.5

・更年期の変化

・65歳・② 行動

・65歳 行動

・行動

2. ②

・行動

・年齢による変化

・行動

3. 自然

・行動

理由 变化の理由

・年齢による変化

理由 同様の行動

・育児行動

13

放久下

界、日暮、行

20

1. 5.

2. 云泛·窮^之
上
相^之人^之 12×f₁₁、支(任主義?)

江吉三体。拍多从之。
三不

→ 題材の一部

→ 事件ノ一
金(銀) 近朱与朱赤 (2.9) 金地

3. 立當院行
・経文平成化、・足立不正、後醍醐天皇、③院行の立派さ。
すな

④ 甲。 〇(27) さあ 35年 今
の まつたかは 頭痛を すい。

②. 俗一。午仪
以下至十九。二。
= 28 人 =

• (2) (5) Σ^{obs}

2-1 防止

4. 认枚流行

江故隋行
御正初之、角注)“云君、

矣)、2、矣也、

1 郵便

1. 甲が Aにタバコを封筒に詰め、二枚封筒に封印する。又
 口印鑑を持ち、乙とC下さい。Cと甲に行き、Aを玄関近く
 へ屋間まで行かせた後で、許可収受罪（刑法246条1項）
 が成立する。

(1) 偷上用行不正、即ち ①被用者、意図口座への財物・占有の移動の
 移動を内情で知り得る者が自らもしくはこれを要す。又行方不明
 が、又これらには、①被用者、故意で財物・占有を移動の移動
 するものである。(a) ②占有・移動の移動が被用者、意図
 口座へのものである。(b)

(2) 事件は、事件チャレンジカード等が小切手の本体、甲が持参して
 フローティングバッグ内に入る以下の手書きで、FにてAS、Aが事件
 チャレンジカード等を持ち、乙が甲から離れて玄関から屋間に
 行き、丁寧をもって、事件チャレンジカード等の占有をAが甲
 に持つて移動の移動したと評価されるところである。(がし、Aが
 移動の手書きは A、支配領域2番と Aの内であるとして、玄関から
 屋間までの距離が短いことからすれば、Aが屋間を行つてFは
 では占有、3や緩慢な記載もあれば、占有・移動の移動までは
 認められない。(たゞ2-のを除き、甲、上記行為は A、外の行動
 に自己の手書き及び用行をしておりない。

よつて、許可収受罪は成立しない。

2. 甲が事件チャレンジカード等を持ち封筒をAに持つて去った
 後に郵便取扱罪(235条)が成立する。

(1) 「財物」には財産の価値を要す。本件モニターカード等は、これらを用いて領事の私財として手に取る意味で財産の価値があるが、財物に当たる。また、これらは A や所有者等の有体物であるから「他人の財物」に当たる。

(2) 答申は、占有・支配のうちの占有と有形転を内定とする。A は、甲が該用車両に通じ、甲が車両モニターカード等を交付してしまって該用月数に達した場合 A は返送する望めない(=不法)が、甲がこれらを A が持つものとしているが、5 月が A が A が甲に移転する二ヶ月後を経てない限り。(F=ガ>2、甲、上記行為は、A の意思に反する=不法)占有を甲に移転するも、(1) 答申に当たる。

(3) 寄宿場の貸立は、故意(38 条 1 項本文)に加えて、相手者の陳述(外因的要因を内定して不法な保証が発生)がある。甲は A が持つべきではないが、占有権の立場・立場を内定してはならない。また、これらは口座内預金を無効化して現金を得ようとする行為、相手者が故意に利用する意図もある。(F=ガ>2、不法な保証やあくまで寄宿場の貸立である。

問題 2

1. ①

まず、甲は強制執行(238 条)は監査、乙は真正身分とする真正身分を立ちて附す。次に、65 条 1 款は立て料刑における真正身分、連坐的併用で、財産を没収せしむる刑罰における不真正身分の個別的併用を容れ、乙に立て料す。乙は、65 条 1 款の監査、乙は真正身分を立てる解する。

1 (たゞ、乙のうへに寄合未遂れ人甲と共謀して238年下定・甲以
2 口事で、脅迫月実行にて役行者に11. 65歳以上適用による罪行を
3 未遂罪(238年、243年)・期正社(60歳以上)に成立す。
4

2-②

まず、重後強盗罪は対密並罪と罪行・脅迫罪へ社立すべしと
解す。

5 されど、脅迫が共謀か。かくは、本罪 脅迫・殺傷が
6 共謀か。かくは、重後強盗罪の実行行為の途中か。開き(たてら
7 二口口ならぬから。2口本罪・期正社・社立を証するには
8 稽留的期正社を肯定する必要がある。されば、強制期正社
9 を全般的に成立すと解すれば。2口は重後強盗罪の期正社へ社立す
10 まざわざ。重後強(222年1月)・期正社が成立すに至るま
11 二口に在る。
12

13 3. 自らの見解) 期(けい)に強(じやう)と實行(じじゆこう)するにあれば、共謀に至る(実行行為)
14 や迷惑である

15 (1) まず、甲が乙に共謀して二口をなしてから(あると言ふ)。この下で
16 開いた乙がC口年に「詐也。然し、殺す」と書いて言つて二口
17 甲・本口・甲・本口・本口・本口に由り、甲乙間に少なしても
18 脅迫罪・共謀が成立してゐる。乙は、ニ・共謀に至らず、Cを異常
19 100%の確率で詐也。Cも「脅迫」(222年1月)(たゞだ)から、
20 共謀に至らず、脅迫の実行をもたらす。(たゞだ。乙、乙は甲に共に、少なしても
21 脅迫罪を期(けい)に実行(じじゆこう)する。
22

23 (2) 次に、重後強盗罪・期正社を成立す。

1. 乗役強制事件所對であるから、輸・航行等に告送行とモトモニ
2. 有る。之は、輸送告送等の單行・胥道中、和合れてある
3. 用意。2) 輸・期取てヤリ主3件の1件
4. 1. 行3件、65年、適用ひきだし、船舶期取王にて肯否の
5. 旗統3件になら。
6.

7. 期取一久是機械は構成要件を当該美に付す。因異性に
8. 万3件に3。航行者による起きたといふ構成要件を当該美の
9. 一部に外に往行者、内航行によると因異性が遍及するには
10. 本り得ない。之は、船舶期取に付して、期取ての人に
11. 本機を満足得ないもので、全員的に不適するべきである。
12.

13. 以上2)。2)は乗役強制、期取ては及立せぬ、胥道中の
14. 期取てや及立せローバモニ。

詮問3

1. 丙は、本トルワイヤを手に取り、カーブ移行付近、うちで D の頭部
15. に直撃された。暴行によつて、D は力加速度 3 週間で死んで颈部
16. 痉挛といふ生理機能障害を惹起してしまつた。D は「人の身体を
17. 傷害」(2011年)。事故の構成要件に該当する。

2. 丙は、本トルワイヤを手に直撃されてしまった。二本を D に直撃させ
19. させた力を傷害といふ。之は、方法・結果といふ構成要件
20. の要素が阻て立ち立つ。

22. 事故の原因及び行為規範一過犯が構成要件の形まで云ひ立つ
23. いるが、訂正申立て実事実(一日一の構成要件内に該当する)の中
24. は見付申立て、請求は故意に阻害(ないで解消される)、責任主義、

1 人身地Sは構内要員一員が、人身地S構内要件内に係合を判断
2 する際は注意事項、補助代を認めるべき事由から、具体的な事実に基づいて
3 方先、請求せば構内要件内に係合しないことの構内要件文以降が即ちある
4 と解すべきである。2. 貨物によって、丙、構内要件文が阻害され
5 の結果、方立が破壊される。

6 もよも、二つ説明には該判の判決(2009年)、方立争いや争うところ
7 関連して該判やある。

8 3. 甲は口に付けて強盗罪(236条1項)の実行行為を行つており、これは
9 「急迫不正・侵害」に当たる。丙は力を用ひたために前記行為に及ぶ
10 べからず防衛の意思を有し、前記行為が而して利得し、毎一年段2
11 本利2%で「やすを得ざる」(下限2%)要件も満たす。こうして、
12 正当防衛(36条1項)、方立により違法性が阻害されぬ争いの立が
13 不定であるといふ説明が考へられる。

14 もよも、正当防衛は正社不正といふ利益衝突状況を前提とするもの
15 である、「防衛一義」の「急迫不正・侵害」に対する考え方モーテル
16 が要であると解すべきである。さて、本件のように、陳反事行との
17 年界や侵奪者以外の第三者に及んだ場合に於て、「急迫不正・侵害」による「防衛
18 」行為といふ要件を付けて正当防衛、方立と認めることが許されてゐる
19 理由がある。

20 4. 反事行又は争奪又は侵奪以外の第三者に及んだ場合は、陳反事行の正当
21 防衛へつきて市川は該防衛の一義といつて捉えて責任故意を阻害するべき
22 であると明示しておられる。二つ説明によれば、該防衛が阻害され得る、方立が
23 不定である。しかし、該防衛が、方立をやがて立つては該防衛ある。以上